

個別仕様書 目次

- 別紙 1 火葬炉保守点検業務仕様書
- 別紙 2 清掃業務仕様書
- 別紙 3 機械警備業務仕様書
- 別紙 4 消防設備保守点検業務仕様書
- 別紙 5 自動ドア保守点検業務仕様書
- 別紙 6 合併浄化槽維持管理業務仕様書
- 別紙 7 植栽維持管理業務仕様書
- 別紙 8 残骨灰処理業務仕様書

火葬炉保守点検業務仕様書

1 対象施設 野田市関宿斎場

2 保守点検範囲

火葬炉	2基
再燃炉	2基
送風機	2基
排気筒(煙突)	2基
主燃バーナー	2基
再燃バーナー	2基
電気計装設備	一式
燃料装置	一式
配管	一式
炉内台車	2基
断熱扉	2基

3 保守点検内容・回数

火葬炉及び付帯機器が常に良好な機能を保持し、正常に稼動するよう保守点検、清掃等を行う。

点検箇所		基数	点検回数
火葬炉設備	火葬炉	2基	2回
	再燃炉	2基	
	排気筒	2基	
電動機器等	燃焼機器設備機能		2回
	主燃バーナー	2基	
	再燃バーナー	2基	
	燃料、空気調節装置機能、調整	2基	
	点火装置機能	2基	
	火災検出装置機能	2基	
	配管、接続部分点検	一式	
弁類、ストレーナー点検	一式		
炉内台車	炉内台車機能	2基	2回

清掃業務仕様書

1 対象施設

野田市関宿斎場内及び敷地内外周

建 物： 式場棟 鉄骨造平屋建
 火葬棟 鉄筋コンクリート造平屋建
 火葬待合棟 木造平屋建

敷地面積： 3,619 m²

床面積： 式場棟 347.76 m²
 火葬棟 108.00 m²
 火葬待合棟 99.37 m²

2 業務内容

(1) 日常清掃

建物	清掃箇所	清掃の内容
式場棟	ホワイエ等（塩化ビニール系シート床）	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等は電気掃除機で吸い取るか、木屑などをまいて埃がたたないようにして除去 ・汚れのひどいときは、水拭きをする。 ・待合室の椅子、テーブルは塵芥を除塵する。
	式場（カーペット）	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等は電気掃除機で吸い取るか、木屑などをまいて埃がたたないようにして除去
	親族控室・僧侶控室（畳）	<ul style="list-style-type: none"> ・電気掃除機で除塵する。 ・汚れのひどいときは、雑巾で水拭き又は洗淨液を用いて拭く。 ・部屋、座卓などの整理整頓をし、常に清潔に保つ。
	車寄せ（タイル）	<ul style="list-style-type: none"> ・傷をつけないように、除塵する。
	マット	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝土砂等を除去し、汚れのひどいときは水拭きをする。
	ガラス、出入口、扉、間仕切り	<ul style="list-style-type: none"> ・各部所の出入口、扉の清掃 ・手の届く範囲のガラスに付着した埃等を乾いた布で拭き、汚れのひどいときは洗淨液を用いて吹き上げる。
	湯沸室	<ul style="list-style-type: none"> ・室内の清掃 ・茶殻を処理、容器の洗淨、流し台、給湯器周辺の清掃
	トイレ及び洗面台	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレットペーパー、水石鹼を随時補充する。 ・屑入れの内容物の処理、清掃 ・床は常に清潔に保つ。 ・便器は雑巾、スポンジ、たわし等で水洗いをする。 ・ドア、取っ手、間仕切りの清掃 ・洗面台、鏡の清掃 ・トイレの汚物を処理し、容器の水洗いをする。
火葬棟	炉前ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等は電気掃除機で吸い取るか、木屑などをまいて埃がたたないようにして除去 ・ホール内の整理整頓

	ガラス、出入口	<ul style="list-style-type: none"> 各部所の出入口、扉の清掃 手の届く範囲のガラスに付着した埃等は、乾いた布で拭き、汚れのひどいときは、洗浄液を用いて吹き上げる。
火葬 待合棟	待合室 A・B (畳)	<ul style="list-style-type: none"> 電気掃除機で除塵する。 汚れのひどいときは、雑巾で水拭き又は洗浄液を用いて拭く。 部屋、座卓などの整理整頓をし、常に整列に保つ。
	ホール	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等は電気掃除機で吸い取るか、木屑などをまいて埃がたたないようにして除去 ホール内の整理整頓
	ガラス、出入口	<ul style="list-style-type: none"> 各部所の出入口、扉の清掃 手の届く範囲のガラスに付着した埃等は、乾いた布で拭き、汚れのひどいときは、洗浄液を用いて吹き上げる。
建物及び建物周辺		<ul style="list-style-type: none"> 随時巡回し、塵芥、落ち葉等を除去し、美観を保つ。 建物外周りの汚れ及び蜘蛛の巣を除去する。 植え込みは必要に応じて散水及び除草する。
駐車場の清掃		<ul style="list-style-type: none"> 塵芥及び駐車場周辺の雑草を除去し、必要に応じて散水する。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ごみは分別し、収集日に間に合うように、指定場所に置いておく。

(2) 定期清掃

清掃箇所	実施頻度	業務の内容
式場棟	年 2 回	<ul style="list-style-type: none"> 電気掃除機を用いて除塵する。 中性洗剤を用いて洗浄し、ワックスを 2 回以上塗布しポリッシング仕上げする。 特に汚れが目立つところについては、状況判断によりワックスを剥離後、新たにワックスを 3 回以上塗布しポリッシング仕上げする。
		<ul style="list-style-type: none"> 電気掃除機を用いて除塵する。 素材にあった洗剤等でクリーニングをし、汚れのひどい部分は、念入りに行い、シミ抜きをした後に起毛を行う。
		<ul style="list-style-type: none"> ガラスは、両面を薬品を用いて磨き上げる。 サッシは、溝等をブラシとウエスで念入りに行う。
	年 1 回	<ul style="list-style-type: none"> 水又は洗剤で汚れを落とす。 ドア、取っ手等を磨き上げる。
	各部の金属部分	
照明器具等	年 1 回	<ul style="list-style-type: none"> 埃を払い、乾いた布で拭く。 高いところは、機材を用いて行う。
屋根、樋等	適宜	<ul style="list-style-type: none"> 屋根、樋等の塵芥を除去し、雨水の流れを良くする。

3 留意事項

- (1) 本作業に使用する諸材料は全て品質良好なものを用い、かつ汚れの程度、材質等を考慮の上使用する。
- (2) 本作業に使用する諸材料、色材及び消耗品（トイレットペーパー、水石鹼、ごみ処理用ポリ袋等）は、指定管理者の負担とする。
- (3) 清掃は、本施設に支障のないよう実施すること。特に施設利用者の迷惑にならぬよう混雑時を極力避けて行う。

4 作業報告

作業日報を作成し、いつでも提示できるようにしておく。

機械警備業務仕様書

1 対象施設 野田市関宿斎場

2 業務の目的

- (1) 火災、盗難及び損壊行為の拡大を防止すること。
- (2) 事故確認時における関係先への通報、連絡すること。
- (3) 警備実施事項について報告すること。

3 警備の使用

- (1) 警備方法は、自動警備装置による機械警備とする。
- (2) 警備実施期間は毎日、警報装置警戒開始の信号を受けた時から警報装置警戒解除の信号を受けた時までとする。
- (3) 警報装置は、警備対象で発生した異常事態をガードセンターへ自動的に通報できるものであること。なお、警備に必要な適合機器の配置及び種類、数量については以下のとおりとする。
- (4) ガードセンターは警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持するものとする。
- (5) 機動隊はガードセンターとの連絡を保持し、当施設の異常事態に備えるものであること。
- (6) 警備装置は次のとおりとする。

機 器		種 類	数 量
式場	本体部・部分解除スイッチ	警報設備本体（電源装置、電話回線利用送信機）	1 個
	操作ボックス	入退室用タッチ・キースイッチ	1 個
	マグネットスイッチ	ドア、マド開閉感知器	13 個
	パッシブセンサー	感知器	4 個
	ワイヤレス非常釦受信機	室内警戒用	1 個
	非常ベル		1 個
火葬棟	パッシブセンサー	室内警戒用	2 個
火葬待合棟	パッシブセンサー	室内警戒用	4 個
	カードスイッチ		1 個

なお、施設にあらかじめ設置した既存配線等は、必要に応じこれを使用できるものとする。

4 異常状態発生における処置

- (1) 警報受信装置により、当施設に異常事態が発生したことを確知したときは、機動隊を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止に当たらせること。

- (2) 当施設に到着した機動隊は、異常事態を把握し、ガードセンターへその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報すること。

5 その他の留意事項

- (1) 事故発生の際は、速やかに野田市に報告すること。
- (2) 警備に必要な鍵類は、厳重に取扱い保管すること。
- (3) 設置された警報装置の機能について、適宜保守点検を行うこと。

消防設備保守点検業務使用書

- 1 対象施設 野田市関宿斎場
- 2 業務内容 消防法第 17 条の 3 の 3 に定める点検とする。
- 3 点検回数 年 2 回
実施日については、別途協議した日とする。
- 4 消防用設備一覧

設備名	機器名	数量	備考
自動火災報知設備	受信機 P 型 2 級	1 個	
	差動式スポット型感知器	22 個	
	定温式スポット型感知器	6 個	
	煙式スポット型感知器	3 個	
	地区音響装置	1 個	
	発信機	1 個	
	表示灯	1 個	
誘導灯		6 灯	
消火器	A B C 粉末 10 型	10 本	

自動ドア保守点検業務仕様書

1 対象施設 野田市関宿斎場

2 機種 (株)寺岡製 DS型 1台

3 一般事項

自動ドアの運転状態を常に良好に維持するため、適切な点検調整を行い必要と判断した場合は、修理又は取替えを行う。

- (1) 点検回数 年 2 回の点検を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合を発見した場合は直ちに適切な措置をとる。
- (2) 故障修理 不時の故障の際、直ちに修理するものとする。

4 業務内容

- (1) ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- (2) ドアエンジン開閉速度、クッション作動の異常の有無の点検及び調整
- (3) ドアエンジン装置の電気回路の異常の有無の点検及び調整
- (4) オイル漏れ、エア漏れの有無の点検及び調整
- (5) オイル不足、潤滑油不足の有無の点検及び補充
- (6) ドアが当たっていないか、すれていないか点検
- (7) 消耗度の甚だしいところはないか点検
- (8) その他の点検調整

5 付属機器

操作スイッチ、コントロールボックス、油圧（又は空気）配管、電気配線、その他ドアオペレーターについて一切を含む。

ただし、扉本体、鍵、サッシ関係は含まない。

6 点検項目

(1) サッシ部

無目点検カバー取付状態
ガイドレール内の状態
扉の状態（傷及び作動時の異音）
指詰め防止
隙間（全閉時の戸先、ドアと無目、方立、ガイドレール）

(2) 懸架部

ハンガーレール、吊車の汚れ、磨耗及び損傷
躍り止めの隙間
ストッパー、ハンガーレール、吊車の取付状態

(3) 動力作動部

手動開閉の動作確認及び異音の有無
ドアエンジンの取付状態
駆動軸の変形、磨耗

- プーリーの変形、磨耗（駆動・従道）
- ベルト、チェーン、ワイヤーの張り、磨耗及び取付状態
- (4) 制御装置
 - 開速度、閉速度
 - クッション作用
 - 開き保持時間
- (5) 有効開口点検
- (6) センサー部
 - 外側・内側共
 - 起動センサー作動状況
 - 併用センサー作動状況
 - 起動・併用センサー検出範囲（幅・奥行・不感エリア）
 - 補助センサー作動状況
- (7) 電気回路部
 - 総合動作（通常開閉動作・反動動作）
 - 配線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の有無
 - 電源電圧、絶縁抵抗
- (8) その他

合併浄化槽維持管理業務仕様書

1 対象施設 野田市関宿斎場

2 目的

下記の浄化槽について機械、電気設備等の保守管理、曝気槽、沈殿槽等の処理機能管理、水質管理、清掃及び消毒液の補給等の業務を行い、汚水処理の目的を達成するもの。

3 浄化槽

(1) 単独合併浄化槽 (クボタ AU 10)

10人槽 単独分離接触ばっ気式及び排水柵 (排水水中ポンプ等の設備を含む)

(2) 合併浄化槽 (ダイキ SNH-28)

28人槽 合併分離接触ばっ気式

1 業務内容

(1) 保守点検及び清掃

単独浄化槽 保守点検 年3回

合併浄化槽 保守点検 年4回

清掃 単独浄化槽 (排水柵含む) 及び合併浄化槽とも年1回

(2) 消毒滅菌

(3) 水質分析

(4) その他 維持管理上、必要な消耗品類、施設、機械類の軽微な補修汚泥調整を含む

(5) 報告書作成

2 維持管理基準

この浄化槽の維持管理に当たっては、浄化槽法、環境省関係浄化槽法施行規則、その他の関係法令に従い、浄化槽の正常な機能を維持するため必要な措置を講じること。

維持管理業務実施に当たっては (社) 千葉県環境保全センター発行の「合併処理浄化槽保守点検記録票、単独処理浄化槽保守点検記録票」に記録、保管する。

植栽維持管理業務仕様書

- 1 対象施設 野田市関宿斎場
- 2 業務内容 敷地内の植栽を適切に保護育成及び処理することにより、豊かで美しい施設内の環境を維持する。
- 3 業務対象範囲 敷地内の植栽範囲(建物の周囲、駐車場等)
- 4 管理基準
 - (1) 植栽の維持管理に当たっては、利用者等の安全に配慮すること。
 - (2) 植栽の種類、形状、生育状況に応じて、適切な方法による維持管理を行うこと。
 - (3) 使用薬剤、肥料等は、環境及び安全性に配慮して選定すること。
 - (4) 施肥、灌水及び病害虫の防除等を行い、植栽を常に良好な状態に保つこと。
 - (5) 美観を保ち、利用者等の安全を確保するための剪定、刈り込み及び除草等を行うこと。

残骨灰処理業務仕様書

- 1 対象施設 野田市関宿斎場
- 2 業務内容
火葬炉から排出される残骨灰の処理業務を行う。
 - (1) 保管
処理場に搬出される前の残骨灰については、適正に保管すること。また、保管にあたっては、施設内に納灰容器等を設置すること。
 - (2) 搬出
残骨灰の搬出は、必ず職員の立会いのもとに行い、礼節をもって丁寧に取り扱い、施設外に全て搬出すること。
 - (3) 運搬
残骨灰を処理場へ運搬するにあたっては、運搬中飛散することのないよう十分に留意すること。
 - (4) 選別
処理場に搬入した残骨灰については、次のとおり選別すること。
 - ・残骨
 - ・灰を含む不純物（集じん灰）
 - (5) 選別後の処理
選別された残骨については、永代供養塔に合祀するとともに、灰を含む不純物（集じん灰）については、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」（平成12年3月31日衛企第17号厚生省通知）に基づき適正に処理し、有価物の処分により得た額については、当該処理委託料と相殺して施設管理費に還元するものとする。
なお、有価物の相場が激変した時は、その都度、市と協議するものとする。
- 3 実施回数
年3回（残骨灰の保管状況を考慮し、適宜実施する）
- 4 その他
 - ・業務にあたっては、住民感情の尊重を第一義に取り扱うこと。
 - ・業務完了後は、業務完了報告書を提出すること。